

第1部 総説

1 計画のねらい

国の第1次計画や県の諸政策との整合を図りながら、本県の産業経済を支える人材の育成・確保と県民の個々の特性に合った能力開発の基本的方向性を示す。

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

第2部 職業能力開発を取り巻く現状と課題

1 社会経済の潮流

- (1) 人口減少と少子高齢化に伴う労働力人口の減少および職業人生の長期化
  - ①人口減少・少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少（生産年齢人口（推計）：(H27)606千人→(R7)553千人）
  - ②職業人生の長期化（健康寿命(H28)：男性72.58歳、女性75.77歳）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた社会や労働需要構造の変化
  - ①新型コロナウイルスの影響によりテレワーク等の働き方が注目され、デジタル化・オンライン化の必要性が加速
  - ②産業構造の変化（サービス業等の第3次産業へと産業構造の比重が移動）
- (3) Society5.0、DX(IoT、AI、RPA等)の推進  
第4次産業革命が進展し、IoT、AI、RPA等のイノベーションをあらゆる産業や社会生活に取り入れ様々な社会問題を解決する「Society5.0」の実現が目指される

2 雇用の状況

- (1)労働市場の状況
  - ①新型コロナウイルスにより雇用情勢は不透明  
(完全失業率の上昇。新規学卒者の就職や、女性就労者が多いサービス産業等が打撃を受け、女性の就労への影響が懸念等)
  - ②求人・求職のミスマッチ  
(職業別で有効求職・求人状況に差（建設関連、介護・福祉関連分野の有効求人倍率が3倍を超える(R2))
- (2)就業者の状況(若者・就職氷河期世代・第二新卒者、女性、高齢者、障害者、外国人労働者等)
  - ①若者・第二新卒者：卒業後3年以内に約3人に1人が早期離職  
(3年以内離職率(H28)：大卒29.7%、短大卒35.5%、高卒30.8%)
  - ②若者・就職氷河期世代：ニート(若年無業者)((H27)：3,091人)や35～44歳の無業者の存在((H29)：3,156人)
  - ③女性：出産育児のため就労を中断する傾向(本県の女性の有業率は「30～34歳」がM字カーブのボトム)
  - ④高齢者：就労者は増加傾向(背景：65歳までの定年引上げ・継続雇用制度の導入)  
(31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者の割合：(H26)25,500人→(R1)34,600人)
  - ⑤障害者：就業者は増加傾向だが障害者雇用率は全国41位(実雇用率(R1)：2.08%)
  - ⑥外国人労働者：外国人労働者は年々増加((H26)6,192人→(R1)11,844人)

3 県内企業における職業能力開発の状況

- (1) 人材の過不足感及び今後の対応
  - ① 技術・技能系の人材に対する不足感（事業所の約半数）
  - ② 人手不足には「正社員の採用」や「社員の能力の向上」等で対応
- (2) 必要とする人材及び能力
  - ① 採用時は社会人としての基礎的な資質・能力を、採用5年経過後には専門能力や業務処理能力を求めている
  - ② 製造業については、単能工よりも多能工、技術的技能者、高度熟練技能者、管理・監督者に対するニーズが高い
- (3) 企業における能力開発の現状と課題  
「計画的なOJT」は事業所規模が小さいほど実施率が低い

4 職業能力開発の推進体制の状況

- (1)公共職業能力開発施設の状況
  - ①国と県において公共職業能力開発施設を設置
  - ②富山労働局で求職者支援訓練を実施
- (2)民間教育訓練機関の設置状況  
介護・福祉、建築・デザイン、簿記・経理、情報等の専門学校や民間の教育機関が設置
- (3)企業における職業能力開発の状況  
十分な能力開発ができない企業もあり、県や国における支援が必要

第2部との対応

1(2)(3)

1(1)  
2(1)①②  
(2)  
3(1)

3(2)(3)

1(1)  
(2)②  
2(1)②

3(1)(2)(3)  
4(1)(2)(3)

第3部 職業能力開発施策の実施目標

1 Society5.0の実現に向けた人材の育成

【取組みの基本的方向性】

・DX(IoT、AI、RPA等)への対応など、労働者に求められる新たな職業能力の育成やキャリア形成への支援等に加え、生産性向上に向けた人材の育成を図る。

2 女性・若者や特別な配慮が必要な方(中高年・障害者・外国人・就職氷河期世代等)の育成

【取組みの基本的方向性】

・労働力を維持・確保し、本県産業の活力を維持していくため、誰もが働きやすい環境の整備とともに、女性、若者、中高年齢者、障害者、外国人労働者、就職氷河期世代・第二新卒者等の多様な人材の能力を高め、その能力を有効に発揮できる人材の育成を図る。

3 ものづくり産業の発展を支える人材の育成

【取組みの基本的方向性】

・高度熟練技能等の円滑な継承に取組むとともに、将来のものづくりを担う若手技能者の着実なスキルアップのため、基礎的な技能の習得から個々の技能レベルに応じた技術指導など、きめ細かな指導・訓練を行う。  
・高度熟練技能者の顕彰制度や技能検定制度の一層の普及等により、技能の振興や技能労働者の地位向上のための環境の整備を図る。また、若者が技能に関心を持ち、本県のものづくり産業を担う人材を目指すマインドの醸成を図る。

4 産業構造の変化や地域ニーズに対応するための人材の育成

【取組みの基本的方向性】

・人手不足となっている介護・福祉等、労働力需給ギャップの拡大に対応するため、地域ニーズを踏まえた人材育成を進める。

5 職業能力開発の推進体制の整備

【取組みの基本的方向性】

・県が担う公共職業訓練については、産業構造や技術革新の動向と県内産業のニーズを踏まえながら、訓練内容の見直しやその改善を図るとともに、職業訓練指導員の指導力や資質の向上に努めていく。  
・県内企業のニーズや雇用情勢の動きに対応した在職者・離職者訓練の迅速で効率的な実施のため、国、機構、経済団体との連携を促進するとともに、民間教育訓練機関のノウハウの一層の活用を図る。  
・県内企業の能力開発の現状や課題を踏まえ、企業が実施する能力開発の支援や補完といった観点から、企業ニーズを踏まえた在職者訓練の充実に努める。

## 第4部 職業能力開発の基本的施策と展開

## 1 Society5.0の実現に向けた人材の育成

## (1) デジタル技術の利活用等による生産性向上を担う人材育成の強化

- デジタル技術の現場での利活用を主体的にできる人材の育成・確保  
※委託訓練、在職者訓練、デジタルものづくり人材育成支援事業
- IOTやロボットなど新技術導入の推進 ※在職者訓練
- 生産工程の設計・管理などに関する実践的な研修等 ※スマートものづくり人材育成事業（キャリアアップコース、ものづくり監督者コース）

## (2) 労働者のキャリア形成や、企業における人材育成の支援

- 技術専門学院での多様な訓練 ※在職者訓練
- 国の支援制度の周知等

## 2 女性・若者や特別な配慮が必要な方（中高年・障害者・外国人・就職氷河期世代等）の育成

## (1) 女性の職業能力開発への支援

- 再就職へ向けた多様な訓練メニューの提供 ※施設内訓練、委託訓練、訓練手当
- 育児等と両立しやすい短時間訓練コースの設定、託児サービスの提供 ※委託訓練
- スキルアップを図るための研修等の実施 ※在職者訓練

## (2) 若者の職業能力開発への支援

- デュアルシステムの職業訓練
- 作業改善スキルや高度技能の習得を図る研修の実施 ※スマートものづくり人材育成事業（スタートアップコース）

## (3) 中高年齢者の職業能力開発への支援

- とやまシニア専門人材バンクと連携し、職業訓練を通じた再就職の支援 ※とやまシニア専門人材バンクの運営
- 活躍機会の創出等

## (4) 障害者の職業能力開発への支援

- 障害の態様に応じた職業訓練の実施 ※委託訓練
- 就業を支援するため、就業面・生活面でのサポートを推進 ※障害者職業訓練コーディネーター、精神保健福祉士等を技専に配置済み、訓練手当
- 職業能力向上や雇用促進等のため技能競技大会への参加を促進 ※アビリンピック参加の促進

## (5) 外国人労働者の職業能力開発への支援

- 技能実習生の技能習得の支援 ※技能実習生能力開発事業
- 留学生への就職支援 ※企業説明会や就職支援セミナーの実施

## (6) 就職氷河期世代や特別な配慮が必要な方（長期無業者、ひとり親等）への支援

- 多様な支援メニューの提供 ※就職氷河期世代・第二新卒等正規雇用強化事業、就職氷河期世代等活躍支援事業
- ヤングジョブとやま、地域若者サポートステーションと連携し、ニート・35～44歳無業者の職業訓練
- ひとり親への生活面での支援 ※訓練手当

## 3 ものづくり産業の発展を支える人材の育成

## (1) ものづくり人材の育成

- 「とやまの名匠」等の熟練技能者による高度技能研修の実施 ※高度技能人材育成研修（在職者訓練）
- 技術・技能の伝承が困難な中小企業への支援 ※現場の技術・技能伝承支援事業
- オーダーメイド型訓練

## (2) 技能の振興、ものづくりを支える機運の醸成

- 技能検定の実施や若年者への受検勧奨・受検料減免
- 技能競技大会への参加促進・選手強化・上位入賞者の表彰等 ※富山ものづくり技能奨励賞
- 小・中・高校生の「ものづくり体験」の機会の創出  
※ものづくり体験事業、高校生ものづくりマイスター育成事業

## 4 産業構造の変化や地域ニーズに対応するための人材の育成

- 地域の人材ニーズに対応したカリキュラムの見直しなど、離職者訓練や在職者訓練の充実
- 認定職業訓練校の支援
- 雇用型訓練
- 職業能力開発施設や民間教育訓練機関における新たな訓練科の設置や多様な訓練コースの導入（個別の分野）
  - 介護・福祉分野 ※施設内訓練、委託訓練、在職者訓練
  - 建設分野 ※施設内訓練、委託訓練、在職者訓練、認定職業訓練
  - 観光分野 ※委託訓練
  - 農業分野 施設内訓練、委託訓練、在職者訓練

## 5 職業能力開発の推進体制の整備

## (1) 県が行う職業能力開発の向上・改善

- 訓練科やカリキュラムの改善・見直し
- 職業訓練指導員の研修等
- オンライン等の活用による公共職業訓練の実施

## (2) 国、県、機構、民間訓練機関、産業界との連携促進

- 公的職業訓練に係る県全体の計画の策定等

## (3) 企業の職業能力開発力向上への支援

- 訓練効果の顕著な企業の表彰等